

○ 愛知県都市職員共済組合理事会に関する規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第12条第2項の規定に基づき、理事が理事長を補佐して組合の業務の執行の円滑化を図るため、愛知県都市職員共済組合理事会（以下「理事会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 理事会は愛知県都市職員共済組合の理事をもって構成する。

(会議)

第3条 理事会は理事が招集する。理事の定数の2分の1以上の者が会議に付議すべき事件を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

2 理事会に議長を置き、議長は、理事長をもって充てる。

3 理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、法第12条第1項の後段の規定によりあらかじめ理事長が指定した者がその職務を行う。

4 理事会は、理事の定数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。ただし、理事長は、理事会が成立しないとき、又は理事長が理事会を招集する暇がないと認めるときは、会議に付議すべき事件の内容を示して、各理事の意見を聴取することにより理事会に代えることができる。

(審議事項)

第4条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 組合運営に関する重要な事項
- (4) この規則以外の規則等で理事会で審議することとされている事項
- (5) その他理事長が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項については、理事の意見を聞き理事長が決する。

(監事の出席)

第5条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 愛知県都市職員共済組合理事会設置要綱（平成5年2月3日制定）は、廃止する。